

平成29年12月18日

調査結果報告書

三田市行政監察員 内橋 一郎 印

| | |
|-------|--|
| 通報受理日 | 平成29年10月30日 |
| 通報の形態 | ・面接 ・郵便 ・電子メール ○FAX |
| 通報者 | ○実名（※ ） 所属部署 ・匿名 |
| 通報内容 | ・ 税金や保険料の納付が延滞した場合、延滞金が発生し、延滞金を納付しなければならないところ、現在は、過去年度分については、経費が170円かかることから、200円を超える延滞金のみ徴収する運用となったが、経費の高い低いにかかわらず、徴収すべきであり、市の運営方針は地方税法等に違反する。 |
| 調査経過 | ・ 平成29年10月30日 公益目的通報を受理 ・ 同日 市長に公益目的通報受理報告書を提出。 ・ 同年11月1日 事務局に調査依頼。 ・ 同年11月9日 事務局より資料(公益通報にかかる延滞金の未徴収件数等について(速報値)、確定延滞金の徴収について、公益目的通報の調査結果の検証と今後の改善に向けた取組みについて)受理 ・ 同年12月7日 事務局より資料(法律相談依頼書報告書)受理 ・ 同月18日 調査報告書提出 |
| 調査結果 | 1. 経緯 市税等の収納に関して納期ごとに納める税額がその納期限迄に完納されない場合には、納期限までに納付した納税者との公平性を保つため、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて計算した額の延滞金を本税に加算して納付するものとされている。 しかし、公益通報に基づく調査の結果、督促発布後の滞納整理としては延滞金や督促手数料を加算の上、納付書を発行し徴収することとしているものの、納税者が本税のみを納付した場合に、現行の電算収 |

納システムでは収納処理時点で延滞金が消滅し、延滞金の管理ができないため一部請求ができていないという実態が存在することが判明した。

そこで、平成29年7月13日付け調査結果報告書で「税法どおりの徴収（確定延滞金）が可能なようにシステム的に対応し、1年後に運用するかどうかの判断をすることが委員会の結論であるので、市としては、今後、運用するかどうかの判断を行うことを明確にする必要があり、仮に早い時期で採用をしないのであれば、その理由を明らかにすることが求められる」「また、システムの対応が困難な場合においては、これに代わる代替措置を早急に検討する必要がある」と考える旨の報告を行った。

三田市は、上記報告を受けて、従前は一部を除き本税（料）と催告書等の発送時点で計算した延滞金を合算し徴収していたものを、今後は地方税法、分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の規定に基づき、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数で計算した額（確定延滞金）を徴収することにした。

その実施要領として、平成28年度以前の本税（料）の完納分については、納期限内納付者との公平性を保つため、時効まで遡って徴収するものとするが、徴収に要する直接経費が170円程度であることから、直接経費以上を対象とするとしている（平成29年度以降は全額とする）。

公益通報は、上記運用に対して、経費の高い低いにかかわらず、徴収すべきであり、市の運営方針は地方税法等に違反すると指摘するものである。

2. 検討

三田市の上記実施要領は、発生した延滞金について、平成28年度以前の過去分について、全額ではなく、徴収に要する直接経費（170円）以上を対象とするものである。

地方税法や条例等にかかる裁量的な対応について明示的に規定していないため、地方税法等に違反するのではないかとの議論はあり得るところである。

しかしながら、三田市の運営方針は、延滞金収納に際して全額ではなく、徴収に要する直接経費（170円）以上のものを請求するものであり、その考え方自体は経済合理性を有するものであると解され、また合理的な一定基準を設けて一律に執行されるものであれば必ずしも税の公平性に反するとも言えないように思われる。

| | |
|---------|---|
| | <p>この点について、三田市は、法律的な問題について、市の顧問弁護士に法律相談した。顧問弁護士の見解は、徴収費用に見合う額のみ請求し、それ以外については、最終的に不能欠損で処理するなどの市の裁量の余地があるものと考えられるとする見解であった。</p> <p>行政監督員としても、市の顧問弁護士の見解が不相当とは考えておらず、今回の対応が違法であったとは言えないと考える。</p> <p>ただ、条例等例規で基準を規定する方が望ましいように思われる。</p> |
| 添付資料の内訳 | なし |
| 備考 | なし |